

『道産食品登録制度』ニュー

道産食品登録制度とは・・・

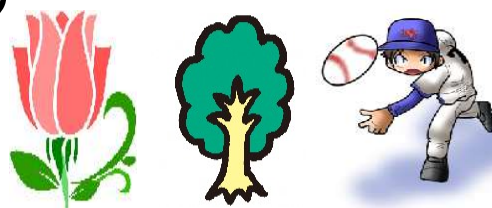
北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、道内で製造・加工された道産へのこだわりの加工食品を登録する制度で、平成18年1月に設けられました。



登録制度の登録

(令和3年4月現在)

①農産物	54社	124品
②畜産物	18社	98品
③水産物	42社	111品
④林産物	2社	3品
⑤その他	12社	20品
(合計)	128社	356品



2021年4月の新規登録事業者
及び商品一覧のご紹介！！！！



新規加入あ
りがとうござ
います!!

NO	分類	種類	新規事業者様	所在地	電話番号	商品名	登録番号
1	農産物	餃子	(有)青空餃子店	小樽市	0.134-62-6606	ジャンボ餃子	1N0100316
2	"	豆腐加工品	(有)中田食品	帯広市	0155-37-3501	とうふくんジャーキー・菜	1N0100317

【登録制度の手続きについて】

(申請受付は毎年実施！！！！)

- ① 2月1日～2月末日
- ② 4月1日～4月30日
- ③ 7月1日～7月31日
- ④ 11月1日～11月30日



年4回受付

【お問い合わせ先】

(道産食品登録機関)

一般財団法人 日本穀物検定協会
北海道支部

〒札幌市白石区菊水8条3丁目1-24

(電話) 011-831-6191

(メールアドレス) dousan-hok@kokken.or.jp